

雑草等除去の代執行

第 19 条 市長は、第 10 条の規定に違反した所有者等が第 16 条の規定による命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより、当該雑草等の除去を行うことができるものとし、その費用は、当該所有者等から徴収するものとする。

（解説）

1. 本条は、土地又は建物の雑草等の管理（第 10 条）の規定に違反した者が命令（第 16 条）を受けたにも関わらず、履行期間を過ぎても土地の雑草等の除去を行わないときは、市が雑草等の除去を行政代執行法の定めるところにより（他に方法がない、放置することが著しく公益に反すると認められるとき）代執行することができることを規定したものである。
2. 「雑草等」とは、雑草、枯れ草、竹木又は廃棄物その他これに類するものをいう。また、「その他これに類するもの」とは、廃棄物以外のもので周辺的生活環境を著しく損なうおそれのあるものをいう。